

6月1日(月)から
受付開始

佐川町で新婚生活を始めるお二人へ。新生活を応援します。

令和8年度

佐川町新婚生活応援事業補助金のご案内

佐川町では、少子化対策として結婚に際して新居となる住宅の購入費や家賃、引っ越しなどにかかった費用について、1世帯当たり30万円を上限として補助金を交付します。

対象となる方 次の①から⑩の条件をすべて満たす方です。

- ① 令和8年1月1日から令和9年2月28日までに婚姻届を提出し、受理されている夫婦
- ② 婚姻日に夫婦とも39歳以下であること
- ③ 夫婦の所得の合計が500万円未満（最新の所得証明により判断）
◎奨学金を返済している方は令和7年中に返済した額を所得から控除できます。
- ④ 入居する住居が佐川町内にあり、申請時に夫婦の一方もしくは両方の住所が該当する住居になっていること
- ⑤ 佐川町に5年以上継続して居住する意思があること
- ⑥ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑦ 過去に他市町村でこの制度による補助を受けていないこと
- ⑧ 町民税等（住民税・国保税・水道料・保育料等）及び県税（自動車税・不動産取得税等）の滞納がないこと
- ⑨ 夫婦のいずれもが暴力団員等ではないこと
- ⑩ 夫婦共に、ライフデザイン支援講座などを受講していること

対象となる経費 令和8年4月1日から令和9年3月10日までに支払った次の①～③の費用です。

結婚を機に

- ① 新居となる住宅を購入した場合の費用
- ② 新居となる住宅を賃貸した場合の費用（家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）
◎勤務先より住宅手当を受けている場合は、その分を対象経費から差し引きます。
- ③ 新居に引っ越すためにかかった費用
◎不用品の処分料、家具家電購入費や友人に頼んで引っ越した場合、自分で車を借りて引っ越した場合は対象になりません。

申請期限

令和9年3月10日(水)まで

ただし、予算額に達した時点で受付は終了となります。

【申請・お問い合わせ】

健康福祉課 新婚生活応援事業担当

〒789-1202 佐川町乙2310 佐川町健康福祉センターかわせみ
電話 0889-22-7705 FAX0889-22-7721



申請に必要な書類

《共通書類》

①	佐川町新婚生活応援事業補助金交付申請書（健康福祉課で配布）
②	婚姻届受理証明書もしくは戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※婚姻後のもの
③	最新の夫婦2人分の所得証明書
④	最新の夫婦2人分の（町民税等）完納証明書及び（県税）納税証明書
⑤	誓約書（健康福祉課で配布）
⑥	同意書（健康福祉課で配布）
⑦	貸与型奨学金の返還額及び奨学金返済支援事業の助成額が分かる書類 ※奨学金を返済している方のみ
⑧	対象講座 受講確認シート（健康福祉課で配付）

《申請内容によって必要な書類》

◎**住居を取得した場合** ※原本をお持ちください。確認の上、コピーさせていただきます。

⑨	売買契約書
⑩	取得費用の領収書

◎**住居を賃貸借した場合** ※原本をお持ちください。確認の上、コピーさせていただきます。

⑪	賃貸借契約書
⑫	住宅手当支給証明書（健康福祉課で配布） ※住宅手当の支給を受けている方のみ
⑬	家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等の領収書

◎**引越費用の場合** ※原本をお持ちください。確認の上、コピーさせていただきます。

⑭	引越費用（引越業者又は運送業者への支払い）に係る領収書
---	-----------------------------

【 注意事項 】

- この補助金は予算限りですのでご注意ください。
- 事前申請は受けません。書類をすべてそろえて提出し、初めて受付になります。
- 対象となる経費の住居は佐川町内の物件の購入、賃貸費用に係るもの、引越費用は佐川町内への転入、転居に係るものが該当です。町外のものとは該当しません。